

市民後見センター

ほ っ と

ニュースレター

発行 令和元年7月20日
発行者 NPO法人市民後見センターほっと
理事長 井上 博司
〒284-0043 千葉県四街道市めいわ 2-9-8
TEL 043-312-7298
FAX 043-312-7098
URL <http://www.kouken-hot.com>
E-mail office@kouken-hot.com

第 8 号

理事長挨拶

《最近の統計資料から》

平成31年3月付の最高裁事務総局家庭局の『成年後見関係事件の概況』によれば、全体の件数に占める申立人の属性比率は、「本人の子」が24.9%で最も多く、次は「市区町村長」の21.3%だということです。

「市区町村長」申立がこれほど多いことに愕然としました。この数字の背景には、高齢化が進み家族関係も希薄になり、また、「おひとり様」と言われる独居の方の数も増えつつあるという日本社会の未来像が見えている気がします。

一方、前述の統計には、第三者として成年後見等の業務を担う個人や組織の内訳資料も収められており、当法人が含まれると思われる「その他法人」の全件数に占める比率は5.6%となっています。

その前の3年間と合わせると、3.3%、3.6%、4%と徐々に数値が上がってきていることから、私たちのように法人で活動する組織が社会に対して負担する責任は、次第に増大傾向にあるといえるでしょう。

さて、当法人も設立以来6年目に入りました。受任件数も次第に増えていることは、会員の地道な活動の成果とも考えられ、それ自体喜ばしいことですが、未来に向かって社会の負託に耐える、ゆるぎない組織づくりが求められる時期に差し掛かっていることも間違いないと思います。

冒頭に触れたような社会環境の中で、組織として、第三者後見の一翼を担う市民後見人の重要性がますます高まっていくことを自覚して、ご本人の法的支援に取り組んでいかなければならないと考えています。



【井上博司】



○ ほっと総会開催

5月12日(日)に、ほっと総会を実施し、理事長から1年間の実績報告がなされ、出席した会員からは、次のような要望や意見が出ました。



① 1年間の実績報告

平成30年度の実績については、法定後見受任15件（成年後見12件、保佐1件、補助2件）任意後見受任5件（見守り等5件）累計受任案件は25件でした。

② 会員の確保

受任件数も増えているところから、会員の増員を進めることとし、各関係機関に対する働きかけや講演会等で理解を求め、会員確保に努める。

③ 賛助会員様等へのご協力依頼及びご報告の徹底

当センター運営に関し、賛助会員様、ご協力者様にご協力を依頼すること。ニューズレターを年2回程度発行し、活動状況の定期的なご報告をすること。

④ ホームページのリニューアル

現在、ホームページをリニューアル中であり、解り易い・使いやすいものにするため対応・調整中であり、まもなくオープン予定。

⑤ 広報・講演活動

成年後見制度の重要性を広報するとともに、講演活動を積極的に実施すること。

○ 四街道市地域包括支援センター長からのコメント

《 “後見活動”に思うこと》

四街道市地域包括支援センター
センター長 大川 喜代彦

地域支援包括センターには、高齢者本人や家族の方から、介護の方法や介護サービス利用など様々な相談が寄せられます。また、虐待や悪質商法など、高齢者の権利に関する相談もあり、行政や警察など関係機関と共に対応にあたっています。

当包括が関わっていた経済的虐待を含む軽度認知症の虐待事例で、発生・解消を繰り返す支援困難ケースがありました。昨秋、成年後見制度の利用を支援して保佐人が付き、専門的に活動頂いたところ、本人の権利が守られることになったため終結としました。

包括にとっても、制度が心強い味方となった例でした。

老いた親とパワーレスな子の世帯などで、介護負担や経済的問題等の複数要因で問題となっている事例も多くあります。高齢者が増加し、それに伴って認知症高齢者も増加が予想される中、成年後見制度は今後さらに必要とされていくだろうと感じています。

包括は、制度の普及啓発や適切な利用支援を行い、後見活動団体と連携して、高齢者の権利を守るため引き続き努力していきたいと考えています。



○ 市民後見センターほっとの特徴

【市民による市民のための成年後見支援組織です。市民が安心して暮らせる地域コミュニティ創りのために、活動しています。知り得た個人情報、厳守する守秘義務があります。ご安心ください。】

- 1 毎月必ず、各会員から事務報告をさせ、活動内容に誤りがないか、点検の徹底をしています。
- 2 毎月、例会を実施し、取扱い事案の報告を求め、全員で討議しあい、よりの確な対応ができるようにしています。
- 3 毎月、例会前に理事会を開催し、問題点の把握と対応の徹底を指示しています。
- 4 正担当と副担当を配置して連携の徹底をし、ご本人様対応に支障が生じないようにしています。
- 5 監査は、部外監査人(税理士)に依頼し、公正な監査を実施しています。

○ 成年後見人の職務

【成年後見人の職務は、身上監護と財産管理が主な任務です。】

1 「身上監護」

ご本人様が、生活や健康を維持していくために必要と考えられる介護サービス等、与えられた権限の中で、必要なサービスを手配し、事務を行うことを言います。

2 「財産管理」

ご本人様に代わって財産を管理し、安心して暮らせる財産環境を維持する職務をしています。

このため家庭裁判所に対し、一定期間ごとに事務内容と財産状況を報告し、指導監督を受けております。



○ 賛助会員さま、ご寄付頂ける方募集

当法人の理念・活動内容に賛同し、サポート頂ける方は、①賛助会員 ②ご寄付頂ける方、としてご協力をお願い致します。

既会員の皆様には、引き続きのご協力とご友人等へのご勧誘をよろしくお願いいたします。

皆様からのお志が当法人の活動に生かされていることを、ニュースレター等でご報告いたします。

・ 賛助会員の場合は、入会申込書（※会員または法人本部にご請求頂けばお送りします。）にご記入頂き、下記振込先に振込みを、お願いいたします。

・ ご寄付頂ける方は、下記振込先に任意金額を、お振込み頂き、当法人に電話等でご連絡ください。ご登録させていただきます。

- ① 賛助会員 ～ 個人 3,000円(一口)
(年会費) 法人10,000円(一口)
- ② ご寄付 ～ 任意の金額

・振込先

千葉銀行 四街道南支店 普通 3037133
(NPO法人市民後見センターほっと 理事 井上博司 名義)

○ 正会員募集

当法人の活動に参加してみたい、市民後見人として活動してみたいと思われる方で

- ① 社会福祉士等の資格をお持ちの方
- ② 市民後見人養成講座等、研修を受講された方

は、一緒に活動してみませんか。

前任者が、アシストいたします。

社会貢献活動を通じて、やりがいのある充実感を共有しましょう。

ご連絡をお待ちしております。



【市民後見人】

※ NPO法人市民後見センターほっと

電話 043-312-7298

FAX 043-312-7098

メール office@kouken-hot.com



編集後記

当法人も発足後6年目に入り、地道ながら着実に実績を伸ばしております。そのような中、今回のニュースレター発刊に当たっては、四街道市地域包括支援センター長の
大川喜代彦様にコメントをいただきました。

ますます増えるニーズに応えるべく、後見業務に関する勉強会や新会員獲得に向けた対応策を考慮しているところです。

【川島】